

湧別町立学校における携帯電話の取扱い及び情報モラル教育の推進等に係る 基本的な指導方針

1 学校における携帯電話の取扱いについて

(1) 基本的な考え方

学校における携帯電話の取扱いについては、「湧別町立学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に沿って、児童生徒及び保護者に周知するとともに、児童生徒へ指導を行っていくこと。

ガイドラインの実施に当たっては、あらかじめ児童生徒や保護者等に対し、ガイドラインと併せて携帯電話の学校への持込みの問題点について周知を行うなど、学校の取組に対する理解を得つつ、協力体制を構築すること。

(2) 学校への携帯電話の持ち込みについて

ア 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止とする。

イ 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情の場合は、保護者から校長に対し、児童生徒による携帯電話の学校への持込みのための同意確認書を提出させるなど、ガイドラインに沿って取り扱うこととする。

2 学校における情報モラル教育の取組について

携帯電話・スマートフォンやSNSが児童生徒にも急速に普及する中で、児童生徒が、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつとともに、犯罪被害を含む危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするなど、学校における情報モラル教育は極めて重要である。

そのため、学習指導要領に基づき、文部科学省や道教委、各種団体が作成している教材等を利用するなど、より一層情報モラル教育の充実に取り組み、児童生徒の実感を伴うような教育活動を通して、情報モラルの重要性について児童生徒が自ら考える教育活動を展開すること。

また、情報モラル教育に関する教員研修の充実及び校内指導体制の構築に取り組むこと。

3 「ネット上のいじめ」等に関する取組の徹底について

学校及び教育委員会においては、「いじめ防止対策推進法」・「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「北海道いじめの防止等に関する条例」並びに「湧別町いじめ防止基本方針」等を踏まえ、「ネット上のいじめ」を含むいじめ等に対する取組の更なる徹底を進めていくこと。

4 家庭や地域への働きかけについて

「ネット上のいじめ」等は学校外でも行われており、学校だけでなく、家庭や地域における取組も重要である。携帯電話を児童生徒に持たせるかどうかについては、まずは保護者がその利便性や危険性について十分に理解した上で、各家庭において必要性を判断するとともに、携帯電話を持たせる場合には、家庭で携帯電話利用に関するルールづくりを行うなど、児童生徒の利用の状況を把握し、学校・家庭・地域が連携し、身近な大人が児童生徒を見守る体制づくりを行う必要があること。

このため、学校及び教育委員会においては、児童生徒を「ネット上のいじめ」や犯罪被害から守るために、引き続き、保護者等に対し、道教委が作成した啓発資料や学校便り等の活用を図り、家庭におけるルールづくりの必要性やフィルタリング機能についての周知の徹底やP T A等による電気通信事業者等の関係機関と連携した研修会の実施を進めるなど効果的な説明の機会を捉えて、携帯電話等を通じた有害情報の危険性や対応策についての啓発活動を積極的に行い、家庭における携帯電話利用に関するルールづくりやフィルタリングの利用促進についての働きかけを一層推進すること。